

公益社団法人 全国幼児教育研究協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人全国幼児教育研究協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(支部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、幼稚園、保育所、こども園等の幼児教育施設の教育、保育の在り方に関する研究等を行うとともに、地域社会、家庭の教育力向上に対する支援を行い、もって我が国の幼児教育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 幼稚園、保育所、こども園等の幼児教育施設における教育内容、方法に関する研究会の開催および研究助成等に関する事業
- (2) 幼児教育関係者を対象とした研修に関する事業
- (3) 家庭教育、子育て支援に関する事業
- (4) 地域の子育て力養成に関する事業
- (5) 研究の成果の普及ならびに広報誌、研究紀要の刊行
- (6) 育児、幼児教育に関する出版事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第6条 この法人の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 名誉会員 この法人に対して功績のあった者等のうち、理事長の推薦により総会で承認された者
- (3) 法人会員 この法人の目的に賛同して活動を支援しようとする企業等
- (4) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生

2 前項1号の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第7条 この法人の会員（名誉会員を除く）になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し理事会の承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、正会員および法人会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

2 既納の会費は返還しない。

3 前2項の規定にかかわらず、名誉会員は会費を納めることを要しない。

（任意退会）

第9条 会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において3分の2以上の決議によって当該会員を除名することができる。

（1） この定款その他の規則に違反したとき

（2） この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

（3） その他除名すべき正当な事由があるとき

（会員資格の喪失）

第11条 前条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1） 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき

（2） 当該会員が死亡し、又は解散したとき

（3） 当該会員について破産手続が開始されたとき

（4） 総会員が同意したとき

第4章 総会

（構成）

第12条 総会は正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権限）

第13条 総会は、次の事項について決議する。

（1） 会員の除名

（2） 理事及び監事の選任又は解任

（3） 理事及び監事の報酬等の額

（4） 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分の承認
- (8) 第36条に定める借入の承認
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員の個人1につき1個、団体1につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

第19条 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したもの及び他の正会員を代理人として評決を委任した者は、出席者とみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事長及び議長並びに当該会議において選出された出席者の代表2名以上が記名押印の上これを保存する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、2名以内を副理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員要件)

第23条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は法令及びこの定款並びに理事会で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

4 専務理事は理事長及び副理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、この法人の業務を分担執行する。

5 理事長・副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は総会で別に定める役員報酬規定により報酬等を支給することができる。

2 理事、監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問及び参与)

第29条 この法人に顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、次の職務を行う。

- (1) 理事長の相談に応ずること
- (2) 理事会からの諮問に応ずること

4 顧問及び参与は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) その他この定款で定められた事項

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長のうちあらかじめ理事長が指名した順序によって理事会を招集する。

3 毎事業年度に、4か月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第35条 次の各号の財産は、この法人の基本財産とする。

- (1) 財産目録中基本財産の部に計上された財産
- (2) 寄付者から基本財産に繰り入れることを指定された財産
- (3) 理事会の決議により基本財産に繰り入れることとされた財産

2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(長期借入金)

第36条 この法人が借入をする場合には、当該借入を行った事業年度内にその全額を返済することが予定されている場合を除き、理事会の承認を要する。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第46条 この法人に、事務局を置き、事務局長は理事会の承認を受けて理事長が任免する。他の職員の任免は理事長が行う。

2 事務局の組織、運営及び内部管理等に必要の規則は、理事会の決議を経て理事長が定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の理事長は宮下ちづ子、副理事長は岡上直子、専務理事は高梨珪子とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。

附 則

この定款は平成28年5月28日から施行する。

この定款は令和2年5月23日より一部改定する。